

# 核酸アナログ製剤治療費助成の更新申請に係る 手続きの簡素化について

平成29年4月から、核酸アナログ製剤治療の更新申請において、診断書の代わりに検査内容及び治療内容が分かる資料の提出による申請も可となりました。従来どおり、診断書による申請も可能です。

添付書類については、前回の更新時以降（受給者証有効期間中）に作成されたものを御提出ください。

## (1) 検査内容が分かるもの

例：検査結果報告書のコピー  
検診の結果のコピー



| 検査項目    | 結果 | 基準値     |
|---------|----|---------|
| AST     | ×× | ★★ - ○○ |
| ALT     | ○○ | ※※ - ※※ |
| 血小板数    | □□ | ※※ - ※※ |
| HBV-DNA | ◇◇ | ※※※※    |

## (2) 治療内容が分かるもの

例：お薬手帳のコピー  
薬剤情報提供書のコピー



・ウイルスマーカー（HBs抗原、HBe抗原、HBe抗体、HBV-DNA定量）、血液検査（AST、ALT、血小板数）の結果がすべてわかるもの

・更新時以降の日付で発行されたもの

・更新時以降の日付で発行されたもの（薬剤名、処方日）

## 更新手続きに必要な書類

- ① 肝炎治療受給者証（核酸アナログ製剤治療）交付申請書（様式1号の3）
- ② 肝炎治療受給者証（核酸アナログ製剤治療）の交付申請に係る診断書（様式2号の5）  
又は、確認書（様式2号の11）
- ③ 助成を受けようとする方の氏名が記載された被保険者証
- ④ 世帯全員が記載された住民票の写し（コピー不可）
- ⑤ 世帯全員分の市町村民税（所得割）課税年額を証明する書類

【問い合わせ先】 和歌山県 健康推進課 073-441-2643

・和歌山市保健所 073-488-5118

・海南保健所 073-482-0600

・岩出保健所 0736-61-0023

・橋本保健所 0736-42-0491

・湯浅保健所 0737-64-1291

・御坊保健所 0738-22-3481

・田辺保健所 0739-26-7933

・新宮保健所 0735-21-9630

・新宮保健所串本支所 0735-72-0525